

リン資源リサイクル推進協議会 規約

(名 称)

第 1 条 この会は、リン資源リサイクル推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第 2 条 協議会は、都市下水、含リン廃棄物、製鋼スラグ等の未利用リン資源からのリン回収技術や農業及び工業分野における省リン技術の開発促進、工業用リン酸や黄リン製造技術の革新等の技術の検討を行い、リン資源の回収とリサイクルに関する事業化の促進を行うとともに、リンの回収と再利用を円滑に進めるための事業者間連携や再生リンの利用を促進するための施策の提言等について、産学官の幅広い関係者が一体となって戦略的かつ総合的な検討を行い、もってリン資源に関する持続可能な循環型社会の構築と地球環境保全に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) リン資源回収に関する技術開発の促進
- (2) 再生リンの有効利用の促進
- (3) リン資源回収とリサイクルの事業化に関する課題等の整理と検討
- (4) リン資源リサイクルに関する情報、資料の収集
- (5) リン資源回収とリサイクル事業の普及啓発活動
- (6) リン資源回収とリサイクル事業関係者の連携協調の促進
- (7) リン資源回収とリサイクル事業に関する施策について、政府その他関係機関に対する提言等の実施
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第 4 条 協議会は、本会の目的に賛同する以下の資格の会員をもって構成する。

- (1) 会 員 次の条件に該当する者
 - (ア) リン資源回収リサイクルに関する研究開発、関連事業（回収、再生、利用等）、普及啓発活動を実施又は実施予定であって、本会の目的に賛同する個人、団体又は法人とする。
 - (イ) リン資源回収リサイクルに関心があり、本会の目的に賛同し、本会の事業活動を協力・支援しようとする個人、団体又は法人とする。
- (2) 特別会員 リン資源回収リサイクルに関する研究開発、関連事業（回収、再生、利用等）、普及啓発活動を実施又は実施予定であって、本会の目的に賛同し、本会の事業活動を特別に協力・支援しようとする団体又は法人とする。
- (3) 名誉会員 リン資源リサイクルに特別の功績があり、会長の推薦により総会の承認を得た個人、団体又は法人とする。

- 2 会員の協議会への入会は、入会申込書により会長が申し込みを受け、会長がその可否を決定する。
- 3 特別会員の協議会への入会は、入会申込書により会長が申し込みを受け、幹事会でその可否を決定する。
- 4 会員及び特別会員は、総会の議を経て別に定める年会費を納入しなければならない。なお、納入された年会費は返還しない。
- 5 会員及び特別会員の特典については、総会の議を経て別に定める。

(退 会)

第5条 会員が退会しようとする場合は、書面をもってその旨を会長に届けなければならない。

(除 名)

第6条 本協議会は、次の各号に該当する会員を幹事会の決定に基づき除名することができる。

- (1) 本協議会の事業を妨げ、又は妨げようとした者
- (2) 会費の納入を怠った者
- (3) 故意又は重大な過失により、本協議会の信用を失わせるような行為をした者
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした者

(役 員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 幹事 10名以内
- (4) 監事 2名

- 2 役員は、総会において、会員の中から選任する。ただし、会長は、総会において第4条第1項第1号(1)に定める会員の中から選任しなければならない。幹事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 3 役員任期は、1期を2年とし、再任は妨げない。
- 4 役員は原則として無給とする。ただし、幹事会の議決を経て費用を弁償することができる。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたとき、並びに総会、幹事会当日に会長不在の場合は、あらかじめ会長が指名した順序で会長の職務を代理する。
- 3 幹事は、協議会の運営に必要な会務を掌理する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(総 会)

第9条 総会は、年1回開催し、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することが

できる。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、この規約で別に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要な事項を議決する。
- 4 総会は、会員をもって構成し、会員の現在数の過半数以上の出席で開催し、議事は、出席した会員の過半数をもって決する。なお、会長の判断により、必要に応じて会員以外のオブザーバーの出席を求めることができる。
- 5 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、代理人に表決を委任することができる。この場合、その会員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。
- 7 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。また、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名及び押印しなければならない。

(幹事会)

第10条 幹事会は、年1回以上開催し、会長が必要と認めたときは、臨時幹事会を開催することができる。

- 2 幹事会は、会長が招集する。
- 3 幹事会は、協議会の円滑な運営に資するため、総会に付議すべき事項、総会の議決した事項の執行に関する事項、第11条に規定された委員会の統括、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。
- 4 幹事会は、会長、副会長、幹事をもって構成し、過半数以上の出席で開催し、出席者の過半数をもって決する。
- 5 やむを得ない理由のため幹事会に出席できない幹事は、監事を除く他の役員を代理人に表決を委任することができる。この場合、その幹事は出席したものとみなす。
- 6 幹事会は、会長が必要と認めた者の出席を求めることができる。
- 7 幹事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 8 幹事会の議事については、議事録を作成しなければならない。また、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名及び押印しなければならない。

(委員会等)

第11条 協議会は、その事業活動に当たって、必要に応じて個別事項について検討・取りまとめを行うための専門委員会、戦略会議、研究会、検討チーム、その他（以下「委員会等」という）を設置することができる。

- 2 委員会等は、委員長等が招集する。
- 3 委員会等は、幹事会が選定し、会長が指名した委員等をもって構成する。なお、委員長等の判断により、必要に応じて会員以外のオブザーバーの出席を求めることができる。
- 4 委員長等は、幹事会の付託を受け、担当する委員会等の調査検討結果を取りまと

め、幹事会に報告する。

5 議長は、委員長等がこれにあたる。

6 委員会等の議事については、議事録を作成しなければならない。

7 委員会等の運営については、幹事会の議を経て別途運営要領等を定めることができる。

(運 営)

第12条 協議会の運営は、会費及びその他の収入をもって行う。

2 協議会の事業計画並びに報告及びこれに伴う予算並びに決算は、総会の議決を経なければならない。

3 この規約は、総会の議を経て変更することができる。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(解 散)

第14条 協議会は、総会の議決を経て解散することができる。

なお、解散の決議は、総正会員の半数以上であって、出席した正会員総数の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(残余財産の帰属)

第15条 協議会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、帰属先を選定し、その帰属先に贈与するものとする。

(事務局)

第16条 協議会の事務を処理するため、事務局を一般社団法人日本有機資源協会に置く。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務運営上必要な事項は、幹事会において定める。

(附 則)

1 この規約は、平成20年12月18日から施行する。

2 本協議会の設立当初の会員は、第4条第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本協議会の設立初年度の事業年度は、第13条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成21年3月31日までとする。

(附 則)

1 この規約は、平成21年7月30日から施行する。

(附 則)

1 この規約は、平成25年7月19日から施行する。

(附 則)

1 この規約は、平成30年7月4日から施行する。